

生健会が、市保護課と懇談 多くの問題点が明確に

毎年定例の本庁保護課と生健会北九州協議会の懇談会が2月6日に開催されました。以下：□生健会◇保護課

■一部の福祉事務所では、生活保護の申請が終わった後に「年金事務所に行って年金の証明書をもたらしてください」と言われる。1人住まいの19歳の青年にも、年金を受け取れるはずがないのに。生活保護申請者に負担ばかりかけている。◇年金額の確認とか、多分そういったことだろうと思う。□推測でしょう。実態を把握すべきだ。

■ケースワーカーが怒鳴るから保護課に行けない。◇怒鳴るのはちょっと、どうかと思いますけど。□ハラスメントでトラウマなんです。そんなことが沢山あるという話だ。市の手引書に書いているように、きちんと研修をして優しい対応に改善すべきだ。



他にも、物価高騰対策を。熱中症対策にエアコンと夏季加算を。県内で一番少ない住宅扶助費の改善を国に求めて。通院移送費の周知と徹底を。お金が戻った時の自立更生費の周知と支援を。同意書提出時に同意の説明を。介護保険のケアプランの尊重を等々。回答できなかったものは、後日回答することを確認しました。



新しく大家が代わり、借家の明け渡しを求められた 住み続けることはできるのか？ 「しんぶん赤旗」より

Q 家賃は毎月振り込んでいます。昨年、大家が代わり、部屋の明け渡しを求められました。出て行かなければいけないのでしょうか。

A 前の大家との賃貸借契約は、新しい大家に引き継がれます。家賃の滞納などが無い限り、大家は借借人に対して、契約期間中に明け渡しを求めることはできません。あなたは家賃を滞りなく払っているので、契約期間内は問題なく使用できます。

Q 大家はここに訪日客向けの宿泊施設を建てる予定だと言います。住めなくなると困ります。契約は更新できますか。

A 更新拒否は契約期限の1年~6ヶ月前に大家が借借人に告知しなければなりません。更新拒否には正当な理由が必要で、例えば老朽化による建て替え、大家や家族が住む事情、借借人による騒音や嫌がらせなどの迷惑行為、契約と異なる利用状況などが考えられます。

正当な理由がなければ、以前と同条件で更新されたものとみなされます。これを「法定更新」といい、期限の定めのない賃貸借契約です。大家の言い分では正当な理由と認められずに「法定更新」になります。

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために



えっふーん 全生連 70周年

かけがえのない生健会運動に誇り

「しんぶん赤旗」の記事「全生連創立70年 吉田松雄会長に聞く」を読んで、全生連(全国生活と健康を守る会連合会)の活動にあらためて確信をもちました。以下、記事の一部を掲載します。

全生連は昨年11月20日に創立70年を迎えました。低所得者を中心にした会員の要求から出発して、制度・政治を変えてきた運動の歴史を吉田松雄会長に聞きました。(日隈広志)

70年の歴史を振り返ると、どんな時でも会員の要求を出発点にした運動だったことがわかります。1990年代には、白内障の眼内レンズとその手術の保険適用を国に認めさせました。

当時、全額自己負担で、片目で15万円かかりました。低所得者は手術を受けるのが困難でした。

「手術費用を補助して」と東京都北区の会員があげた声は運動のきっかけでした。運動は信条や職域を超えて広がり、国を動かして健康保険適用を実現させました。全生連の最初のメインローグは「働かせろ、食わせろ、病気を治せ」です。

注目したい権利要求の一つは住民税の自主申告です。日本国憲法のもとで、個人として所得と税額を自分で決める権利を勝ち取り、所得税は自主申告方式(確定申告)になりました。

他方、住民税は、自治体が住民に給与支払報告書などを提出させて税額を決定する賦課課税方式ですが、住民税にも自主申告を自治体に認めさせました。自主申告は「社会の主人公」として自覚的に生きるための権利要求です。

今月の「女性天皇」

憲法の規定に照らせば、多様な性をもつ人々によって構成されている日本国民の象徴である天皇を男性に限定する合理的理由はない。

女性だから天皇になれないというのは、男女平等を掲げる日本国憲法の精神に反する」として、「女性天皇について正面から検討すべきだ」…小池晃

今月の「西田敏行」さん

こころを患っている方に思わず「頑張ってるね」と声を掛けてしまい、「プレッシャーをかけたかな」と反省することがあります。

そのため最近は「私で、役に立つことがあれば、いつでも声かけてね」と言うようにしています。

西田敏行さんの追悼番組の中で、「西田さんから『応援してるから』と声を掛けられた」との紹介があり、「へえー」と思いました。

今月の「市の生活保護行政の実態」

84歳で一人住まいの女性(Aさん)は75歳の時に一人で申請に行きましたが「元気だから働きなさい」と言われ追い返されました。しかし、小倉生健会が同行した今回は、すんなり保護が決定しました。

ところが、Aさんは保護課から「今の34000円の家賃は、家賃の上限29000円を超えているので、大家に家賃を下げるよう交渉して」と言われました。

小倉生健会が保護課に「家賃の引き下げ交渉をさせるなど聞いたことがない。国は単身者の場合は5000円の超過を認めている。どこに住むかは憲法で保障された権利だ」と抗議し、撤回されました。

「みんなで桜を見る班」主催 花見をします 会員以外の方も来てね



- 日時：4月5日(土) 12時集合
- 集合場所：勝山公園図書館 大階段
- 弁当：無料(小倉生健会から)
参加希望者は、弁当の都合がありますので、八記にお電話ください。
電話：090-1361-0876(八記)

小倉生健会の「みんなで桜を見る班」(小倉北区)は毎月班会議を開いています

小倉南区で新たに班を作るための準備会を三回開催しました。小倉南区の渡辺末子さんや、高瀬菜穂子さん、酒井順子さん、服部拓己さんが毎回参加して力を貸していただいています。そのおかげで、毎月班準備会を開催できることになりました。

小倉北区の班の名前は、「みんなで桜を見る班」です。班の名前を検討した時に丁度、当時の安倍首相の“桜を見る会”のことが大きく報道されており、このひどい事件を忘れまいとの思いで、すんなり決まりました。

「みんなで桜を見る班」は、毎月班会議を開いています。2月の班会議は10人が参加しました。多くの方が一人住まいであり、生活保護についても語り合う場がないこと、テレビなどを見ていての疑問が多いことなどが参加者が増えている原因だと思います。

班会議では「米が高くなったのは何故か」「103万円の壁や、高校無償化の財源は」「米国のトランプ大統領がやってることは」「精神障がい者2級の方の障害者年金却下と障害者加算について」「火災保険料や老眼鏡購入費の支給」などについて懇談しました。

健康のために手品を習い始めた林さんが手品を披露するなど、2時間があっという間に過ぎました。

その中で決まったのが、表面に掲載した「お花見」です。

都合がつく方は、小倉生健会の会員さんでない方も是非、参加されてはいかがでしょうか。



「みんなで桜を見る班」の班会議風景 下の枠は、手品を披露する林さん

2025/02/05 山陰中央新報社が報道 フードバンク利用者の生活保護費を減額 出雲市と鳥取市 国とは異なる判断 厚労省の担当者は問題視

生活保護受給者が食料支援事業のフードバンクを利用した場合、山陰両県12市のうち島根県出雲市、鳥取県鳥取市の2市が収入と認定し、生活保護費を減らしていることが山陰中央新報社の取材で分かった。厚生労働省はフードバンク利用での保護費減額は原則しないとの考え。国とは異なる判断で、自治体裁量の範囲内の対応かどうか問われそうだ。

2024年9月末時点の生活保護受給者が2687人いる鳥取市は、市営のフードバンクを2回以上使った場合に減らしている。急な出費といったやむを得ない事情がなかったり、家計改善の意志が感じられなかったりした場合に改善を促す狙いがある。

市生活福祉課によると、市営のフードバンクは、企業や市民が寄せた食料を生活困窮者に無償提供する。生活保護費を使い切ったとして受給者が訪れることもあり、一日3食セットを必要な日数分、渡す。

24年4～9月の半年間では、利用者のうち受給者が19人。うち4人が減額対象となった。食料の単価をはじめて翌月以降の保護費から差し引いた。

厚労省は21年3月の通達でフードバンク利用での保護費減額は原則せず、過度な場合に検討を促す。過度とは「食費の3分の1を超過状態が続く場合」を例示。鳥取市は過度な利用もあるとして同年7月、独自ルールを始めた。

これに対し、厚労省保護課の担当者は詳細を知らず一般論だと前置きした上で「我々の考えとズレている」と問題視しており、市生活福祉課の谷村彰彦課長補佐は「自治体の裁量の範囲なのか、誤りなのか、国に確認して庁内で協議したい」と話す。

約800世帯の受給者がいる出雲市は、事前にフードバンクを利用しないように指導。利用を把握した場合や受給者から利用の申し出があった場合は翌月以降、保護費から差し引いている。市福祉推進課の常松博雄課長は「保護費の中に食費が入っており、その中でやりくりしてもらい必要がある。常態化すれば保護を受ける他の人との不公平が生じる」と話した。

(島根県の)松江や浜田など10市はフードバンクを利用しても収入認定していない。

全生連での学び生かす

日本共産党衆院議員 辰巳孝太郎

創立70周年おめでとうございます。

私は2003年から12年まで大阪市の此花生活と健康を守る会事務局で専従者として学ばせてもらいました。

13年に国会へ送ってもらい、大阪府であった生活保護世帯に介護保険料の一部負担をさせたいなどの諸問題を国会で取り上げやめさせました。

早くに全生連で相談できていれば救える命だったのではないかと、全生連の根を張っていく必要があると痛感しました。

70年の歴史を持つ全生連は、誰もが人間らしく生きられる社会を作り貧困世帯をなくす、その先頭に立ちたいと思います。



しかし千葉県銚子市の母子心中事件のようなこともあり、もっと

全生連の要求から出る理念は、国民と日々の関わりの中で要求を実現するために運動を広げていくところにあります。制度を使い実践していき、制

度を守ってきたこと、私たちが助けた人は、次に他の誰かを助けることを学びました。そして理論的な水準の高さは自治体交渉でも発揮されています。

全生連(全国生活と健康を守る会連合会)の中央機関紙「守る新聞(生活と健康を守る新聞)」に掲載された、全生連70周年記念式典での辰巳幸太郎さんの挨拶の要旨。

生活保護制度は、お金をもらったり、借りたりすれば、その金額分、保護費が減らされます。

そのため、右の記事のようなことが起こったと思いますが、文中にあるように、国でさえ「問題視」するひどい仕打ちです

ちなみに、北九州市では市がフードバンクからうけとった食料は、生活保護利用者には渡していません。これも問題です。

